

## 平成24年度 第1回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成24年7月12日（木） 午前10時から12時まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 第4会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員> 12名

大木榮詮、桑田智、小嶋澄子、下條輝雄、鷹野吉章、高橋登、豊田朗子、  
那須雅美、野沢邦江、野本矩通、吉田ヒサ子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（芦川）、福祉保健部次長兼高齢者支援課長（川田）、高齢者支援課施設担当主査（高野）障害者福祉課長（村越）、障害者福祉課長補佐（相馬）地域福祉推進課長（持田）、地域福祉推進課長補佐（宮崎）、地域福祉推進課（小島、渡部）

■ 傍聴者：なし

■ 議 事 1 開 会

2 議 題

(1) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について

3 その他

■ 資 料 資料1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画（平成23年度実績）

■ 議事概要

事務局：皆さまおはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から平成24年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。

本日の会議は委員15名中12名の出席をいただいております。従いまして、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。なお、石塚委員、武藤委員、阿部委員につきましては、都合によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

議題に入る前に、事前に郵送、及び本日お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

続きまして、事務局体制につきまして、異動がありましたので報告申し上げます。

（事務局自己紹介）

続きまして、次第2の「議題」に入ります。

本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので、そのまま進めさせていただきますと思います。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長：皆さまおはようございます。それでは、議事に入りたいと思います。

「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」事務局から説明を

お願いします。なお、この計画は6年ありまして、ちょうど前回で3年目、中間報告という意味合いを兼ねておりますので、そのあたりも含めて確認をさせていただければと思います。では、事務局お願いいたします。

事務局：それでは、議題の（１）、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について」報告申し上げます。その前に、前回の審議会の開催からだいぶ時間が経過しておりますので、府中市福祉計画の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。

「府中市福祉計画」は、本市の全体計画である第5次府中市総合計画・後期基本計画の下、府中市の福祉分野における総合的計画と位置づけられており、本市の福祉分野の目標・方針や施策を規定するものでございます。また、現行計画については平成21年度から平成26年度までの6年間の計画期間となっております。府中市福祉計画を構成する諸計画でございますが、今回ご報告申し上げます地域福祉分野の「地域福祉計画・地域のまちづくり推進計画」、高齢者福祉分野の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「障害者計画・障害福祉計画」、子育て支援分野の「次世代育成支援行動計画」としてそれぞれ個別計画が策定されており、各計画については国及び東京都の計画との整合性を図るよう策定されております。

次に、計画の概要、基本理念及び考え方について、でございます。「府中市福祉計画」の本文12ページに記載しておりますが、「府中市福祉計画」では、計画の基本理念として、「安心していきいきと暮らせるまちづくり - みんなでつくる、みんなの福祉 -」を掲げ、この理念を支える4つの視点、すなわち①利用者本位の福祉サービスの実現、②生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現、③地域で支える福祉の実現、④市民参加と協働による幅広い福祉の実現、ということを基本的な考え方としております。

次に、計画の施策体系及び取組内容でございますが、本文14ページから18ページにかけて、「府中市福祉計画」の基本理念に基づき、各個別計画について目標、方針、及び施策を定めております。また本計画での全体的・重点的な取組内容としては、本文17・18ページに記載しておりますが、①災害時の総合的な支援システムづくり、②福祉を支え福祉に参画する人材の育成、が挙げられております。

続きまして、「府中市福祉計画」のうちの個別計画について、でございますが、本審議会にて取り上げておりますのが、先にお話ししました諸計画のうち、「地域福祉推進計画」及び「福祉のまちづくり推進計画」となります。

まず、「地域福祉計画」に係る部分でございますが、「地域福祉計画」は、「府中市福祉計画」における地域福祉分野に関する計画で、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定されております。その内容としては、①地域における福祉サービスの適切な利用の促進、②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する施策、について盛り込むこととなっております。「地域福祉計画」では、まず計画理念として、本文36ページに記載しておりますが、「みんなでつくる、人にやさしいまちづくりの推進」という理念を設定した上で、計画目標として、本文40・41ページに記載しておりますように、五つの目標を掲げております。1) 利用者本位の仕組み作りのために、2) 安心して暮らせるまちづくりをめざして、3) いきいきと暮らしを支える仕組み

づくりのために、4) みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして、5) 福祉のまちづくりをめざして、となります。そして、これらの目標の下に、重点施策として、(ア) 新たな「支えあい」の仕組みづくり、(イ) ユニバーサルデザインの推進、ということを取り上げるとともに、本文44ページから68ページまでに記載のとおり、各施策を列挙しております。

次に、「福祉のまちづくり推進計画」に係る部分でございますが、こちらは「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを推進するための施策についての計画となっており、おもに①公共施設等におけるバリアフリー化の推進、②ユニバーサルデザインの理念に即した取組みの強化、などに関する施策について計画を策定しております。計画では、重点取組として、本文46ページに記載しておりますが、「ユニバーサルデザインの推進」という取組を設定し、その具体的内容として、本文63ページから68ページにそれぞれの施策を掲げております。以上が、「府中市福祉計画」地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に関する概要説明でございます。

以上の点をお含みいただきましたうえで、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進捗状況について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、「府中市福祉計画・事業実施計画について」の図が、続いて「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の施策体系について」の図が記載されております。施策体系をご覧くださいと、計画上における5つの目標とそれぞれの目標に関連する方針、そしてそれぞれの方針を実現するための施策・事業が示されております。今回の報告は、この施策体系に基づき、それぞれの目標や方針ごとに実施された事業に関する、平成23年度中の実施状況についての報告となります。

本日は、この5つの「目標」ごとに事業実績を報告いたしますが、時間の都合上、目標1の「利用者本位の仕組みづくりのために」から目標3の「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」までを説明させていただきます。なお目標4及び5につきましては次回説明させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。また、ここでは実施事業のうち主要なもの、もしくは前年度と比較して変化のあったものを中心に報告いたしますので、一部の事業については説明を省略させていただくものがございますが、あわせてご了承くださいませようお願いいたします。それでは、最初に、「目標1 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する事業について報告させていただきます。

まず、方針(1)の「情報収集の充実」でございますが、資料1の1ページ・番号1に記載してございます。23年度につきましては、平成24年度から26年度までの障害福祉計画(第3期)の策定準備の一環として、実態調査として、障害者福祉団体及び施設などを対象にアンケート調査を実施いたしました。アンケートでは、障害福祉サービスの利用や障害者の就労支援、住まいの確保などに関する課題や意見・要望を調査しました。

続きまして、方針(2)の「わかりやすい情報提供の仕組みづくり(情報のバリアフリー)」でございます。資料の1ページ、番号2に記載しておりますように、この点につきましては、市民向けの制度案内、広報紙などを発行し情報提供を行っております。

23年度につきましては、22年度に引き続き広報周知活動を実施しておりますが、24年の4月からのメール配信サービスの開始にあたり、これまでの安全・安心情報のほか、出産・子育て情報や健康診査の情報なども提供できるよう、構築運用の準備作業を実施しました。

次に方針（3）の「相談・権利擁護事業の充実」でございます。資料の2ページ、番号5・6に記載しておりますが、23年度からは、本市の高齢者保健福祉計画を踏まえ、市内の地域包括支援センター5か所を増設し、市内全11か所にて相談支援事業を実施する体制を整備しております。また22年度に引き続き、市内各相談機関との連携や、相談員の相談技術の向上に努めました。

また、権利擁護事業につきましても引き続き事業の積極的推進を図りました。資料の3・4ページ、番号8・9に記載しておりますが、成年後見制度の利用促進を図るため、23年度も引き続き社会福祉協議会に委託して成年後見を専門的に取り扱う権利擁護センターを運営しております。同センターでは、成年後見制度に関する相談、利用に関する支援活動、成年後見制度の普及啓発、ボランティアとして後見活動を行う市民後見人の養成、などを実施しております。なお、市民後見人については23年度の養成者数が4名、権利擁護センターへ登録している市民後見人活動メンバーが23年度末で合計21名、実際に成年後見業務に従事しているメンバーが23年度末で3名、となっております。

次に方針（4）の「福祉サービスの質の確保」でございます。資料の5ページ、番号11に記載しておりますが、22年度に引き続き、23年度も高齢・障害・子育てに関する市内事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度の受審を推進し、利用者への情報提供と事業者の業務改善を図っております。実績につきましては、前年度とほぼ同様の受審となっております。

次に方針（5）の「幅広く使いやすい制度の推進」でございます。資料の5ページ、番号13に記載しておりますが、平成23年度は、平成24年度から26年度の3か年を計画期間とする高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画の策定年度となっております。従いまして、計画策定にあたり、当事者の参加及び参画を推進するため、関連する協議会の開催回数が大幅に増加しております。

以上が「目標1 利用者本位の仕組みづくりのために」に関する23年度の実施状況でございます。

会長：ありがとうございました。先ほども言いましたように、23年度は中間報告ということでございますので、その辺の経過も含めて論議をしていきたいと思っております。それでは、1ページの目標1「利用者本位の仕組みづくり」ということで、全部で括弧が五つございます。ご質問等ございましたら、お願いをしたいと思います。それでは、私の方から。（2）の①「わかりやすい情報提供の仕組みづくり」1ページのところにあります、23年度の実績ですけれども、「おとしよりのふくし」が9,000部配布、あるいは障害者のしおり「ふれあい福祉」が2,700というふうに具体的になっていきます。昨年度、おとしよりの福祉は10,000部なわけですね。いろんな資料を見ていると、高齢化率は3.9パーセントとなっております、そういう意味では、

少なくしたというのはどういう意味でしょうか。

事務局：おとしよりの福祉を22年度10,000部印刷している状況ですが、実際に配布する数に伸びがなく、22年度かなり在庫が増えてしまったということで、23年度につきましては実数に併せて印刷したということでございます。高齢化率は上がっておりまして、広報周知活動をはかるということで、市としても取り組んでおります。今年度につきましては、「おとしよりのふくし」と「介護保険ガイド」という冊子を一緒にして、カラー刷りにしたうえで、かなり見やすい形にして配布するように変更しましたので、24年度につきましては配布部数が伸びるものと見込んでおります。

会長：ありがとうございます。配布はどういう形で配布しているのですか？

事務局：基本的には窓口配布ということで、市役所や相談機関に置いて配布しております。

会長：障害者のしおり「ふれあい福祉」が2,700部ということで、委員の方々、自分の手元に来ていますか？「ふれあい福祉」という、要するに障害関係の福祉サービスが書いてあるものについて。

委員：私はいただいています。

会長：他の方、皆さん知ってらっしゃいますか？こういう制度があるよと。どうですか？

委員：今お話がありましたように、福祉のいろんな資料がありますけれども、一切受けとっていないです。いつもはこちらのまちづくりの委員会の時にはいただくんですけども、その資料だけで、今までいただいているという状況です。

会長：はい。そういうこともあるということで、広報をうまくしていただくという形で、対応をお願いしたいなと思います。実は、例えば私は、介護保険のケアマネージャーの研修を引き受けたりしてしまっていて、そのときに例えば府中担当のケアマネさんがいますと、必ず市役所に行って、これをもらいなさいと。ふれあい福祉とおとしよりのふくしをもらって、要するに社会資源がどういうふうになっているかというのを勉強しなさいよと話をしていますけれども、言ってもなかなか、うんといわないということがありましたので、府中市はより広報をうまく使っていただければと思います。

事務局：補足をさせていただきますが、資料につきましては、なるべくホームページにアップするとか、来所されなくても情報が取れる形で検討をさせていただきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思います。

会長：その辺の対応もよろしく願います。そのほかに何かございますか。

副会長：一番上の「生活問題の実態把握」についてですが、計画策定に伴う調査を実施していますけれども、生活問題の実態把握の方法というのは、統計的な調査だけではなくていろいろな方法があると思うんです、実際におそらくいろいろな形で行われているかと。例えば社会福祉協議会では、地区ごとに住民の方が集まって懇談会をされているのではないかなと思うんですけれども、生活問題の実態把握の仕組みのなかで、実施しているけれども、ここに掲げられていないので、ないように思われるといった生活問題を収集していくような方法が他にもあれば、ここに含めて掲載するといったのかなと。

事務局：委員ご指摘のとおり、実際の生活課題をいろいろな方法で収集するというにつきましては、22年度の話になりますけれども、高齢者の保健福祉計画の策定にあたり、アンケートをとった後、ご回答いただいた方に希望をつのりまして、ヒアリングを行

いました。課題やご不満など、生の声をお聞きするという機会を実際に設けたことがございます。そのほか社会福祉協議会の小地域懇談会や、民生委員協議会などの会合でもそのような情報を集めているところでございます。

会 長：ありがとうございます。23年度については、障害者福祉団体及び施設に対してアンケート調査を実施したということで、障害者福祉計画第三期について策定されたので、それに対してアンケートが出ているかと思えます。

副 会 長：今の情報収集について、収集されたデータをどこが集約しているかということで、おそらく調査を実施した部署が持っているかと思うんですけども、全体を集約して共通課題を取り出すための分析をする、地域福祉計画の総合的な視点から、情報を1か所に集約していくということが大事ではないかと。

事 務 局：委員ご指摘のとおり、基本的には各所管で集計分析をしているという状況で、福祉の総合的な分析につきましては十分着手できていない状況でございます。こちらにつきましても、次期福祉計画がございますので、そちらのほうで検討課題としてあげさせていただきたいと考えております。

会 長：よろしいでしょうか。極端に言うと、高齢者の調査、障害者の調査、次世代育成の調査、ばらばらにできてくる。それを一括してまとめて、きちんとした方針も含めて出していくということが必要だろうと。しっかりと明示をして方向性を作っていくのは大事なのではないかという質問でした。今後、27年度以降この3つを含めた制度が一斉に論議をしていく形になりますので、その時にやっていただく、ということでもよろしいでしょうか。それでは、2ページ3ページについてご質問ございますか。カラーバリアフリーガイドラインの作成ということで、22年度選び方の指針を定めて、23年度はそのままという形でしょうか。

事 務 局：22年度に施設整備ハンドブックの中で、色の選び方ということで基準を作ったところでございますが、23年度につきましてはそれを周知する期間ということで、例えば開発行為の相談にこられた業者さんなどにお話をしていくということで、情報の周知を図ったという状況でございます。

副 会 長：5番の「相談窓口の連携強化」について、適切な利用支援ということで相談が大変重要なわけですけども、相談件数の実績を見ていますと、地域包括支援センターが増加されたという話もありましたが、件数が23年度減っています。こういった件数が減少したというのは何か要因がありますか。

事 務 局：資料のほうにお出ししている相談件数は、民生委員が取り扱った件数となっております。相談支援窓口が増加したことにより、直接機関を利用される方が増えたため、相談が分散化したととらえています。あと、市の福祉総合相談窓口での相談件数につきましては、平成22年度2,518件、平成23年度2,520件ということで、こちらはほぼ横ばいという状況でございます。

委 員：今お話のあった相談件数ですが、こちらには載っていないと思いますが、例えば、みーな、あけぼの、プラザといった障害の方の関係で、年々かなりの相談が入ってきています。今手元に資料を持っておりませんが、こちらの方は、生活面、就労面、その他いくつかの分野がありますけれども、かなりの相談が入ってきています。

会 長：そのへんの実数はわかりますか。

事 務 局：「あけぼの」という、主に身体障害の方の相談 1,533 件、「プラザ」という、主に精神障害の方の相談 4,803 件というのが 23 年度の実績でございます。前年比較は手元にございませませんが、増加傾向にあるということでございます。

会 長：よろしいでしょうか。前年度実績がないものですから、比較のしようがありませんが。

委 員：相談窓口の連携強化ということで、今言った 3 つの機関であれば定期的に情報交換をしたり、あとは一施設で、一相談機関で対応するというのはなかなか難しいことでもありますので、市の機関が関わることで支援ができてくるのではないかなとは思っています。

会 長：ありがとうございます。

委 員：実態把握率 50% というのは、これは努力目標ですか。目安だとは思いますが、どういう意味があるか、ちょっとわからないのですが。

事 務 局：番号 6 の目標ということで、実態把握率 50 パーセントということで記載してございます。こちらにつきましては、今 65 歳以上の方が 45,000 人ほどいらっしゃいますので、全員の把握は難しいところでございますけれども、何らかの相談支援ですとか、サービス利用等で関わる方がいらっしゃいますので、それを含めて全体の半分程度、市のほうで何らかの情報を把握したいということでの努力目標でございます。

会 長：よろしいですか。努力目標ということだそうですね。

事 務 局：先ほどの相談業務の関係で、つけ加えをさせていただきます。本庁の 1 階に、市の総合相談ということで窓口を設置してございます。窓口が高齢者支援課にあるものですから、やはり高齢者に関する質問が多くあります。内容につきましては、高齢者の日常生活の相談に関すること、施設への入所の関係、それから介護の関係、認知症についての相談、そういったものが実績としてはございます。福祉としましては、障害者の関係、高齢者の関係、あといわゆる生活保護の関係、そういったところで、常に連携を計りながら対応をしているところでございます。

副 会 長：番号 7 番、苦情相談窓口の充実ということで、実績が挙げられていますが、事業の内容としては福祉サービスの苦情対応かと思うんですけれども、先ほどの「情報を収集する」という観点から考えると、サービスに対する苦情というのは、要するにある種の意見ということなわけですね。悪いサービスがある、という意見、あるいはこうしてもらいたい、という要望が含まれているのかもしれない。そういう意味で、苦情情報は、サービスの改善について活用できる情報の種類なのかなと思っています。苦情についての解決をするということのみならず、その情報を、何かうまく活用していくようなことも考えていくといいのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

事 務 局：委員ご指摘の件でございますが、苦情相談窓口は権利擁護センターに委託しております。法律相談及びサービスの苦情対応ということで対応しております。苦情情報につきましては月次報告という形で市に報告してもらっております。介護サービスの場合、指導監督を市の高齢福祉部門でやっておりますので、そちらに情報提供するなどしております。ただ、活用の仕方についてはもっと方法があるかとは思っていますので、さらなる活用の仕方について、検討していきたいと考えております。

会 長：ありがとうございます。よくそういう苦情は氷山の一角だと言われておりまして、そ

の下にかなりひそんでいますよと。要するに苦情のプロセスをうまく情報で流してあげれば、ある意味ではそういうものが参考になって対応できるような事例がありますので、ぜひ、情報の出し方も含めて工夫をお願いしたいなと思っております。

それでは、目標２の、「安心して暮らせるまちづくりをめざして」ということとさせていただきます。事務局の方で説明よろしくお願ひいたします。

事務局：では「目標２ 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する事業について報告いたします。方針（１）の「日常生活の支援」について、でございますが、資料の７ページから１１ページ、番号１８から２７までに記載しておりますように、この分野については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害福祉計画などの基本計画に基づき、高齢者や障害者などに対し様々な福祉サービスを提供しております。

平成２３年度の事業としましては、資料の１１ページ、番号２７に記載しておりますが、「地域での見守り活動の充実」に関連して、高齢者見守りネットワーク事業の一環として、「熱中症モデル事業」を実施いたしました。

この事業は、昨年度、節電対策の強化にあたり、高齢者の熱中症予防対策として、見守り活動を実施したものでございます。こちらは、東京都からの補助を活用しております。府中市での取り組みの特徴としましては、災害時要援護者名簿に関する協定締結自治会の中からモデル自治会を選び、市からまず要援護高齢者への定期的な訪問をお願いしました。もうひとつは、その際に冷却材など熱中症対策グッズの配布を委託し、注意啓発を実施したものです。実施期間は平成２３年７月から９月までの３か月間、参加関係者は５４自治会、延べ３,０００名ほどの方に参加いただき、一定の効果を上げたとのこととございます。このほか、２２年度に引き続き２３年度においても様々な事業を通じて、地域での見守り活動の充実を図っております。

次に、方針（２）の「健康づくり・介護予防の推進」としましては、資料１１ページから１４ページ、番号２８から３４に記載しておりますとおり、介護予防の普及啓発を目的とした事業をはじめ、介護予防事業や健康管理事業に引き続き取り組んでおります。以上が「目標２ 安心して暮らせるまちづくりをめざして」に関する２３年度の実施状況でございます。

会長：ありがとうございました。７ページに戻りまして、目標２の「安心して暮らせるまちづくりをめざして」について確認していきたいと思ひます。何かご質問ございますか？番号１８番ですけれども、２３年度の実績で、延３９２人ということで、昨年度よりちょっと少ないですね。と同時に、ここに「介護保険の認定は持っていないが在宅生活に不安を抱えている方に」と記載がありますが、これは予防給付のひとつですか。

事務局：こちらは基本的には介護認定を持っていない、いわゆる自立の判定を受けた方を対象とした、市の独自事業ということで実施しているものです。減少の理由につきましては、原因は、はっきりしたものはつかめていないという状況でございます。

会長：ありがとうございます。簡単に説明しますと、介護保険は認定が要支援から要介護５までありますけれども、ご本人が調子悪いと申して申請したら「自立」という判定になったと申すね。その方について、ちょっと足元があぶないとか、そういうことがあれば、こうした事業が利用できますよ、ということで理解をしておいていただければ

ばと思います。

それでは7ページの20番、「住まいの確保」ということで、昨年から高齢者の住宅に関する法律が変わって、高専賃などがサービス付き住宅に全部変わったはずですが、府中市全体でサービス付き住宅がどのくらいか把握しておりますか？

事務局：全部で6ヶ所です。

会長：9ページのホームレスの自立支援ですけれども、ここを見てもみると、23年度増えていますよね。今実際どんなかんじですか。

事務局：当初事業を始めた頃は大幅な減少をみせていたのですが、最近の経済状況を反映しまして、近年は全体的に頭打ちの状況ということで、主管課からは伺っております。補足になります。新たに居宅生活移行支援事業ということで、宿泊所の対象者につきまして、就労支援ですとか、アパート等借りる際の支援などを行っております。こうした居宅生活に戻すような事業も新たに開始しておりますが、なかなか急に減少するということまでは至っていないというのが現状でございます。

会長：10ページ11ページについて、災害の問題と、今回目玉ですよという、熱中症のモデル事業がありますが、どんなかんじでしょうか。

委員：私の印象をいいますと、かなりしんどかったけれども、感謝されました。やはり見守りができているんだと思いますので。行くと喜ばれますけれども、中味は本当に一人暮らしの方と、同居世帯で災害者の登録がある方と、若干のばらつきがあります。また逆に、見守りに行く人が熱中症にならないように、と、そんな話もあります。対象の方からは非常に感謝されます。今年度もやるということになっているんですけども、予算措置その他でちょっと早めに仕上げていただいたら、もっと充実したひとつの制度にできるんじゃないかと思っております。今年度の方が、もっと手をあげる町内会が増えるんじゃないかと思っております。

会長：ありがとうございます。それでは、目標3の「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」というところを説明していただいて、論議をしまして、その後時間があれば総合的な意見をいただきたいと思っております。

事務局：では、「目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する事業について報告いたします。

まず方針（1）の「支援ネットワークの推進」でございますが、資料の15・16ページ、番号35から38に記載しておりますように、22年度に引き続き23年度も地域における支援ネットワークの構築を推進しました。本市では府中市社会福祉協議会を中心に、小地域懇談会の実施などの事業を通じて、自治会をはじめとする地域関係者との協力体制の構築を推進しております。

次に方針（2）の「パートナーシップの推進」でございますが、資料の16ページから18ページ、番号39から44に記載しております。23年度も引き続き、府中NPO・ボランティアセンターや府中市社会福祉協議会の運営する府中ボランティアセンターなどを中心に、各団体の活動支援、各団体と連携した福祉事業の実施、広報周知活動などを実施しました。

次に（3）の「防災・防犯のまちづくりの推進」について、でございますが、資料の1

8 ページ、番号 4 5 をご覧ください。本市では 2 2 年度に引き続き、2 3 年度についても災害時要援護者の支援体制の整備を推進しました。

この事業は、一人暮らし高齢者や障害者など、地震等の災害が発生した場合に単独で避難することが困難であると思われる方を、市で「災害時要援護者」と位置付けるものです。事前に名簿登録を行い、自治会等地域関係者で災害時要援護者の情報を共有することにより、災害時における支援体制の構築を図るもので、平成 2 1 年度から事業を開始しております。具体的には、対象となる方のうち、名簿登録を希望する方については災害時要援護者名簿に登録し、市と災害時要援護者支援に関する協定を結んだ自治会などに名簿を配布いたします。協定を締結した自治会などは、災害発生時に災害時要援護者の安否確認や、避難支援を行う支援者を探すなどの支援活動や見守り活動を実施します。また災害時要援護者に対しては、医療情報を保管しておく救急医療情報キットを配布し、救急処置などが必要な場合に活用できるようにしております。事業の状況としましては、平成 2 3 年度末時点で対象者 15,674 名のうち名簿登録者 7,860 名、内訳は 7 5 歳以上の高齢者が 7,181 名、障害者 679 名となっており、7 5 歳以上の後期高齢者が名簿登録者のほとんどを占めております。

そのほか、2 2 年度には、東日本大震災の発生に関連して、自治会や民生委員など地域関係者による対象者の安否確認が実施されましたが、2 3 年度につきましては、実際の災害時要援護者名簿を利用した避難訓練を実施いたしました。具体的には、8 月 2 8 日に第六中学校で実施された総合防災訓練に際し、地元の自治会のご協力を得て、災害時要援護者を近隣の方が避難所まで連れて行き、避難所にて名簿と照合するという作業を実施しました。

また、資料の 1 9 ページ、番号 4 6 に記載しておりますが、東日本大震災を踏まえ、避難所でのバリアフリーを図るため、車いす対応型仮設トイレや介護用ポータブルトイレを大幅に増設いたしました。

以上が「目標 3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」に関する 2 3 年度の実施状況でございます。

会 長：ありがとうございました。それでは、1 5 ページで何かご質問ございますか。「支援ネットワークの推進」に関して、補足説明などございますか。

委 員：福祉協力員制度を社協に導入して今年で 1 0 年目になるということで、現在福祉協力員さんが 2 6 0 名ほどおりますが、民生委員さんと同じように 6 つの地区に分かれています。各自治会から選出をしていただいている福祉協力員さんですが、横の連絡を強く作ろうということで、今年度一つの地区をモデル地区にさせていただいて、情報交換ですとか、地域の自治会でどういうことをやればよいかと審議させていただいております。今後 6 つの地区ごとに、福祉協力員さん同士の横のつながりができていけばいいかなということです。

会 長：ありがとうございます。地域には、福祉協力員の方、あるいは民生委員・児童委員の方がいる、自治会の役員の方がいる、いろんな形で役割が錯綜していますね。そのあたりの役割分担もありますが、できればうまく連携を取れるように、イニシアチブをどこかで握っていただいて、対応していくというのが大事かなと思っております。

16ページから17ページの番号41番ですが、町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや助け合い活動を推進しますというところで、22年度の実績は7団体、23年度5団体になっていますけれども、減っていますよね。この状況について事務局より説明をお願いしたいんですけれども。

事務局：ただいまありました福祉活動推進支援事業助成ですが、希望する団体さんは年々減少傾向にございました。各団体、他の助成制度を受けられるところもございますし、また、こちらの助成制度は3年間を限度に助成金を出すというもので、団体さんの方はむしろもっと長い目で、ランニングコストの助成を求められているのかなということもございまして、また昨今の市の財政状況もございますので、見直しという意味で、24年度をもって事業は終了とさせていただくものでございます。

会長：ありがとうございます。そのほか何かございますか。

副会長：39番の、「関係団体との連携」についてお訪ねしたいのですが、地域福祉の推進において市民活動団体、NPO、ボランティア団体等の推進というのは大変大事かと思うんですが、この39番というのは市民活動支援課直営で行っている事業でしょうか、あるいは委託事業でしょうか。

事務局：39番の事業につきましては、所管が市民活動支援課ということで、府中市NPOボランティアセンターという、これは福祉に限らないNPOも対象にしておりますが、こちらに運営委託しております。そこでNPOの設立ですとか運営の技術的な支援ですとか、ボランティアの情報交換ですとか、そういったことを支えて、活動に役立てていただくということで運営しているものでございます。イベントにつきましては、活動実態を紹介するという目的で、市と協力して開催しているものでございます。

副会長：これについて、例えば、その下にある社会福祉協議会でもボランティアセンターという機関が配置されているかもしれないんですけれども、上のNPOに関するセンターと、社会福祉協議会の活動が連携をされるといいかと思いますが、そんな取組はいかがでしょう。

委員：市民の目から見ればNPOボランティアセンターと府中市のボランティアセンターとどう違うの？と思われるようです。NPOボランティアセンター職員の方とはお話をしているところです。現状ですが、定期的に相互で打合せをしたり、共同で事業をすすめたりしております。ただ、NPOボランティアセンターにはいろいろなNPOがございまして。福祉だけではなく。全部でかなりの数になるわけですが、NPO活動の支援、また新たにそういう目的を持った活動を立ち上げたいという方の支援をしているのはNPOボランティアセンター、府中ボランティアセンターは、簡単に申しあげますと、個々のボランティア活動。施設のほうでこういうニーズがある、それに対してボランティアさんを紹介させていただいています。また、ボランティアの育成、あとは福祉教育などもボランティアセンターで、市内中学校高校生、社会人も含みますが、役割分担を行っております。けやきフェスタやNPOボランティアまつりなどありますが、社会福祉協議会も一緒に参加したり、あとは、団塊世代の人たちを対象にしたボランティア入門講座を共同で実施したり、そんな形で活動しております。

会長：ありがとうございます。17ページの④、43番ですけれども、「福祉施設と地域の

連携推進」について、福祉まつり、WaiWai フェスティバル等ということですが、各種交流事業とはどういうものかお教えいただければありがたいのですが。

事務局：福祉まつり、WaiWai フェスティバルにつきましては、福祉まつりは社会福祉協議会と共催で、WaiWai フェスティバルは、市で主催しております。障害者団体・障害者の方と、市民の方との交流を目的としたイベントでございます。各種交流事業でございますが、例えば、来週の17・18日に実施されますけれども、作業所の方がフォーリスで製品の直販会を開催したりしております。そういったところで市民の方とのやりとりや、作業所の活動内容を知っていただくという事業を実施しております。また、各施設、例えば社会福祉協議会に運営委託している心身障害者福祉センターがございしますが、こちらでイベントを開催して、その時地域の方に中を見学していただいて、活動内容を知っていただいて理解の一助とするというというような事業を実施しているところでございます。

会長：ありがとうございます。それぞれこういう施設で地域連携というのはかなり進んでいるというか、府中市を含めて連携をとっているのでしょうか。

委員：フェスティバル等は毎回参加をさせていただく形で連携を取っていると思うのですが、通常の中で、なかなか制度の全く違う方というか、障害者団体の施設の方たちと、定期的な何かの連携をする機会があるかという、なかなか難しいかと。

会長：ありがとうございました。その辺も含めて、今後考えていただくことにしたいと思います。それでは、18ページ19ページ、防災関係のまちづくり、今までこの辺についてはかなりの論議をしたところでございますけれども、23年度の経過がこちらのほうに出ております。とりわけ(3)の45番ですけれども、名簿登録件数7,860ということで、約5割、半分の方が登録者ということで、22年度56.9パーセントということでありますけれども、人数が多くなってきていますが、登録件数が率としては少ないということがありますけれども、このあたりはどうでしょうか。

事務局：率が下がってきていますのは、対象者自体が増加していることもございますが、今の課題としましては、自治会等に加入していない方に対してどうアプローチしていくかというのを、民生委員さんや自治会さんとの協議の中でも随時いただいているところでございます。こうした方への働きかけを強めるために、今後周知啓発活動、特に自治会に加入されていない、地域とつながりが薄い方へのアプローチについて、広報活動等何かしら工夫する必要があるということで、細かいところを内部で検討しているところでございますが、なかなか妙案がないというのが実情となっております。

会長：ありがとうございました。それでは、今1、2、3と説明も受けまして、論議もしてきました。それらを総合して、何かご意見ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

委員：少しそれるかもわかりませんが、情報をメールで配信、あとはホームページに記載して皆さんへお知らせをしている、という件についてです。視覚障害者の中にもメールとかホームページ等を比較的良く見ている人がいるんですけれども、テキストとか情報を出す方法がいろいろあるらしくて、その中のひとつとしてPDFという形で情報を流す方法があるらしいですね。それだと実際に画面を見て、表とか図とか写

真とかそういうのを見る方にはとても便利な形だそうですが、視覚障害者のように、言葉だけ、文字だけを読んでいく人にとっては、順番がばらばらになったり間が抜けたり、何がなんだかよく分からないということです。発信する形をもっと絞って、よく読めるような形に直して発信していただくということをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

会 長：情報提供で一番問題になっている、いわゆる情報弱者といわれる方ですね。例えばパソコンで情報提供していますよといっても、それは我々からいえば情報提供しただけであって、相手が理解してはじめて情報の提供というのは成り立つわけですから。今後ぜひ府中市も考えていただければと思います。

事 務 局：委員ご指摘のPDFファイルは確かに便利な情報提供形式です。ホームページでもかなり多数の情報、例えば今日お配りしている自治会ハンドブックも実はPDFでホームページに載っているものですが、確かに音声読み取りをPDFで使う場合には支障が出る場合もございます。なので、例えば他の形式で、音声で読めるようにするとか、そういった配慮は当然しなければいけませんので、ホームページの管理部門と調整したうえで、提供のあり方について検討・研究させていただきたいと思います。

会 長：ぜひお願いしたいですね。

委 員：17ページ44番「福祉活動拠点の拡充」という事業の中に、「小中学校や高等学校の施設が福祉活動の場として活用できるよう関係機関に要請します」というのは、場所を、建物としての会場を提供するという意味でしょうか。

事 務 局：当初計画に際しましては、学校の空き教室等を利用して、地域で活動する団体の活動拠点として使っていただきたいということで、計画上載せているものでございます。ですが、実際には空き教室はほとんどなくなっている状況で、なかなか進んでいないという現状でございます。地域における活動の場の提供ということにつきましては、学校以外の、例えば従来から使っていただいている文化センターや公会堂などでもできる形で、関係課と協議をしているところでございますが、実際として目標として掲げているところまで、なかなか到達していないというのが現状でございます。

委 員：次のページの実績にあるような、団体登録があって、支援内容として、市からこういう支援があるというような形にはなっているんですけども、この団体登録には、各小中学校のPTAとしての登録もございますよね。

事 務 局：学童クラブ父母会等の登録はございます。

委 員：PTAではないですか。なぜ質問したかということ、学校でバス研修会をするときに、市からバスを1台お借りすることができるシステムになっていて、PTAが使わせていただいているのですが、この制度を使っているのか確認したかったんですけども。

事 務 局：今お話いただいていますのは、社会教育団体としての登録で、おそらく教育部門のほうで、登録していただいているものだと思います。報告書に記載してございますのは、福祉団体登録の数ということで、その助成内容を記載してございます。

委 員：わかりました、ありがとうございます。

委 員：3ページ4ページの8番「権利擁護事業の充実」と9番「市民後見人の養成」の部分ですが、現場で実際に相談業務についておりますと、身寄りのない方、申立のできな

い方ということで、市長申立の相談を権利擁護センターにさせていただくことが実はとても多いです。市内各所の団体が、同じような状況であると思われるのに対して、市長申立の件数としては年間8件、9件、7件というようなところでおさまっているというのは、我々の実感と離れているのかなと正直なところ思っております。今高齢化率も上がっておりますし、もう超高齢化になってくると、お子さんたちがいらっしゃっても、先にお亡くなりになっていたりする方もかなり多く抱えておりますので、今後さらに人数としては上がってくるのかなと。権利擁護に対しての周知がされて、かなり身近に感じられれば、件数が上がってくるのかなと思いますので、その拡大みたいところはどういうふうにお考えかなというのが1点。あと、市民後見人の方の実習をつい先日もお受けしたところですが、3名の方が選任されているということだったんですけれども、育成された後、定期的に何らかのフォローアップがされていくのかどうかというところについて、新しく出来た制度ということもありますので、少し気になるかなと。

事務局：1点目の市長申立の拡大についてでございますが、市でも身寄りのない高齢者の増加を想定しておりまして、今後順次拡大していくものと考えております。実際の現場の感覚と若干ずれるということでございますが、市長申立するまでの間に、原則4親等以内の親族を調べたうえで、その方へ「申立できない」という確認を取らなければいけない制度でございますので、4親等あたりですとなかなか時間がかかったり、こちらで働きかけて申立だけをお願いしたりという場合もございます。また、実際後見人として動いていただく方の確保が課題となっております、そのあたりの体制を整備したうえで、はじめて市長申立という形になりますので、若干現場の需要に対しきれていないという印象を持たれているかもしれません。今後拡大すると見込まれますので、それに対応できるような形で業務を進めていく考えでございます。

2番目の市民後見人の養成に関する質問でございますが、養成講座を終わった後、権利擁護センターに登録していただいたうえで、まず地域福祉権利擁護事業の生活支援員業務に従事していただきます。経験のある程度積んでいただいて、例えば日常の金銭管理ですとか、サービス契約のお手伝い等、業務経験を積んだうえで後見人になっていただく仕組みです。一応そのようなことを、今やっている状況でございます。

委員：先ほど細かく書いてあったんですが、資料を読んでもわからないので質問します。府中市内の高齢者施設は現在いくつありますか。それとともに、施設に入るときに、何か条件があれば教えていただきたいと思っております。

事務局：数字についてお伝えいたします。特別養護老人ホームが7件、介護老人保健施設が4件、グループホームが7件、有料老人ホームが10件でございます。それから、今条件というお尋ねでしたけれども、それぞれ入所できる要件というのは違ってございます。介護保険の度数が高い方とか、それから例えば老健等ですと、病院から出られて、リハビリが必要な方であるとか、それから認知症のある方、そんなような条件というのか、入所に関する要件がございます。これは施設ごとによって違いますので、一概にこうだとは申しあげられませんが、先ほどの数と、要件というのは原則でございます。

委員：そのことはつまり、市役所で手続をすればいいということですか、直接施設ごとに申

込みに行く方がいいということでしょうか。

事務局：それは、各施設に申込みをお願いしています。

委員：わかりました、ありがとうございます。

委員：グループホームについてお伺いします。グループホームの法律が変わりまして、身体障害者のグループホーム、これは視覚障害者も含まれると思うんですが、そういうふうなグループホームを作ることができるようになったということを知りました。府中市内のグループホームの中には、視覚障害者も入居できるようなグループホームはあるのでしょうか。

事務局：今現状は、障害の方のグループホームでいいですよと、精神障害の方のグループホーム、知的障害の方のグループホームが主にございます。視覚障害の方のグループホームが残念ながらございませんので、今後社会福祉法人等、グループホームの建設や相談がございまして、そういった中で要望をお伝えしていくという形を取らせていただくようになると思います。

委員：よろしくお祈いします。

委員：孤立死が大きな問題となっておりますけれども、地域見守りネットワークで保護をすることは難しいだろうと思います。私も2件ほど孤立死の実際の経験をしておりますけれども、今現在、府中市ではどんな割合の件数か、内容などありましたら教えてほしい。それと、それを防ぐ方法として、私が都営住宅を中心に作ったことがあるんです、小さな親切運動の会を。老人会自治会を含めて、何人か希望者で集まっていたら、この人はちょっとあぶないよとか、見守る必要があるよという人に対して、マンツーマンで、では私がみてあげましょと、最低週1回はお会いしてお話を聞くということをやったことがあるんです。それで週1回全員が集まって報告会をする。そういうことができれば、僕は、孤立死はなくなるのかなという気がします。具体的に細かい事までやるということは難しいかもしれませんが。

事務局：孤独死につきましては、府中市で年間10件程度です。孤独死を防ぐための対策としては、日頃の見守り活動を現在進めておりまして、各関係機関の見守りネットワークに協力いただいております。自治会や民生委員さんの活動を強化する、協力関係を強化するというところでやっておりますが、中には接触自体を拒否する方もいらっしゃいますので、そのあたりをどう取り込んでいくか内部で検討しているところです。

事務局：今の関係で一点補足がございまして。孤独死の数字は、今申しあげましたように、府中市で十数件という事例でございまして。その考え方でございましてけれども、見守りが必要な方に対して、どういうふうなそれを発見して生活の状態を判断するか。一方で、見守りを望まない高齢者の方もいらっしゃることは事実でございまして。その調整をどのような形ではかっていくかというのも一つの課題であると考えております。あわせてまして、地域包括支援センターが市内に11箇所ございまして、そちらを中心にして民生委員・児童委員、町内会、自治会、それぞれの機関が連携しながら見守りをはかっていくと府中市では考えております。

委員：今府中市で補助金に対する見直しがございましてね。私のところにもいろいろな障害者の方が、補助がカットされるんじゃないかと、そういう心配の相談がけっこう来て

いるんですよ。検討協議会のときも、障害者に関係のない方が前に出ている面もあると思うんですよ。やっぱり障害者でもこれ以上なんだかんだカットされると、せいっぱい生きているのに、今度は消費税があがる。どうやって生活していけばいいんだと。今までの手当もこれ以上またカットされると困るし、市の情勢もあると思いますけれども、会議の場で、障害者の人や貧困の人を抜きにしてもらいたくないなと思っています。よろしくお願いします。

会 長：それでは、一応ここで、計画の内容についての論議は、とりあえず終了させていただきますして、その他に入ります。自治会のハンドブックについてです。

委 員：前回の委員会のときに、「自治会に入ってメリットがあるのか」というお話が生まれて、それなりにお答えはしたんですけども、たまたま府中市のご協力を得て、市の作った自治会ハンドブックがここで発行されましたので、お手元に配布させていただきます。中身は非常によくまとまっております。わかりやすく言うと、府中市には自治会が約400あります。そのうち自治会連合会に入っているのは200いくつ。実際には大きな自治会と小さい自治会がたくさんありますので、今70パーセントちょっとの自治会が連合会に加盟しております。自治会に入っていないのが2割何分かありますので、全員を組織するのが大変なことでございますけれども、私どもも一生懸命入っていただいて、市民の役に立つようにがんばりたいと思います。今日はハンドブックをお手元に用意していただきましたので、よろしくお目通しをいただきたいと思います。

会 長：ぜひ読んでいただいて、このへんどうなんだろうなということがあれば、確認をさせていただければと思います。ではこれで、本日の審議会を終了いたします。事務局から今後の予定も含めてお話をさせていただければありがたいと思います。

事 務 局：本日はありがとうございます。お話をいろいろとお聞きしていて、今後地域のつながりというものをどう作っていくか、いかに行政側であったり、民生委員さんであったり、地域包括支援センターとのつながりをはかっていけるかという事は、一つの大きなテーマなのだろうと思っております。高齢者の中で、介護保険の認定を受けていらっしゃる方が7,000から8,000人くらいですが、介護保険を利用していない8割以上の方が、元気な方もいらっしゃいますけれども、まだまだ把握ができていないという方々がたくさんいらっしゃる。この把握ができていない方々を、どうやって地域のまちづくりの中でのつながりに持っていけるか、というのが、次期福祉計画へのテーマなのだろうと思ってます。行政側でやるべきこととしては、いかに地域のつながりの大切さをわかっていただけるかという、周知活動、そこはひとつの大きな役割だろうと思ってます。それから一方では社会保障制度、介護保険制度であるとか生活保護法、国民健康保険、後期高齢者の医療保険等ありますけれども、経費がかさんでいくなかで、費用がなかなか捻出できない中で、いかに効率のいいお金の使い方、地域で皆さんが協力しあって、つながりを持って暮らしていけるかということを思っています。これから、27年度からの計画作りに入るわけですがけれども、いろいろな手法を、皆さんのご意見を伺いながら考えていかななくてはいけないと思っていますので、どうかそのあたりをご理解いただきながら、ご議論いただければと思っています。

よろしくお願いいたします。

事務局：最後に、次回開催日程でございます。次回審議会につきましては、10月中の開催を予定してございます。詳細が決まり次第、改めてご連絡させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、次回、目標の4番5番を中心にしまして、そのあと総合的な論議をさせていただきたいと思います。今日はお忙しい中、ご苦勞様でした。これで審議会を終わりにしたいと思います。